



2021年11月11日

各位

会社名 THK 株式会社
代表者名 代表取締役社長 寺町 彰博
(コード:6481 東証第一部)
問合せ先 執行役員 財務経理統括部長 中根 建治
(TEL 03-5730-3911)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、新しい役員報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の導入を決議し、本制度に関する議案を2022年3月開催予定の第52期定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

1. 本制度の導入目的

当社の監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役(以下「対象取締役」といいます。)を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として本制度を導入いたします。

2. 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、2016年6月18日開催の第46期定時株主総会において、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額は月額100百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。)のご承認をいただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

なお、詳細につきましては、確定次第、別途お知らせいたします。

【ご参考】

当社は、本株主総会において、本議案を原案通りご承認頂いた場合、当社の執行役員に対しても同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

以上